

第1章 総則

第1条 本会の名称は琉球民族独立総合研究学会（The Association of Comprehensive Studies for Independence of the Lew Chewans: ACSILs）とする。

第2条 本会は、琉球の島々に民族的ルーツを持つ琉球民族の琉球民族による琉球民族のための学会であり、琉球の独立が可能か否かを逡巡するのではなく、琉球の独立を前提として、琉球の独立に関する総合的な研究を行なうとともに、その研究にたずさわる会員の研究成果の発表と相互交流を通じて、琉球の独立の実現に資することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の諸事業を行なう。

- (1) 学会大会の開催
- (2) 機関誌および会員の研究成果の刊行
- (3) 本会に関連する国内外の他の学会や機関との交流
- (4) 人材の育成
- (5) その他、本会の目的を達成するのに必要な活動

第2章 会員

第4条 本会の会員は琉球の島々に民族的ルーツを持つ琉球民族に限定する。

第5条 本会に個人会員をおく。

第6条 本会に入会しようとする個人は、所定の入会申込書を提出し、理事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第7条 会員は所定の年会費を納める。

- (1) 会員は年会費（機関誌代を含む）として毎年4月に次の金額を納めなければならない。
 1. 個人会員 一口につき 2,000円（ただし学生・大学院生は0円とする。）

第8条 会員は理事会に申し出ることによって退会することができる。

- (1) 死亡・病気の理由により、会員の家族ないし同等の者から理事会に申し出があった場合には、理由の事項を確認の上、退会とすることができる。
- (2) 報道などにより、会員の死亡が報じられた場合には、確認の上、退会とすることができる。

第9条 会員が本会の信義にもとる行為をしたときは、一定の手続を経て本会から除名されることがある。

第3章 組織および運営

第10条 本会会員のうちから次の役員をおく。

- (1) 共同代表（理事） 5名。
- (2) 監事 2名。

第11条 役員任期については、会計年度で2年とする。

第12条 役員は総会において選出される。選挙規則については、別途定める。

第13条 共同代表（理事）は、理事会を構成し、会務を執行する。

第14条 共同代表は本会を共同で代表し統括する。

第15条 共同代表は互いに補佐し合う。

第16条 監事は、本会会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第17条 通常総会は毎年2回、臨時総会は必要に応じて理事会の要求、または会員の5分の1以上の要求で、理事会が召集する。

(1) 総会の議長は、総会において選出する。

第18条 総会は最高の議決機関であり、総会の決議は、出席した会員の過半数の賛同によって決する。

第19条 本会は支部または分会を設けることができる。

(1) 支部または分会の設立は、会員の発議によって行い、理事会の承認を要する。

(2) 支部または分会に関する規定は必要に応じて別途定める。

第20条 本会は第3条の諸事業を行うために、必要に応じて各種の委員会を設置することができる。委員は、理事会が会員のうちから委嘱する。

第4章 会計

第21条 本会の経費は、年会費、事業収入、補助金、寄付金およびその他の収入によって支弁する。

第22条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第23条 予算案は、理事会が編成し、総会の承認を得るものとする。

第24条 予算案は、前会計年度に属する総会で審議されなければならない。

第25条 本会の会計決算は監事による会計監査を経て、翌会計年度に属する総会に報告し、その承認を受けなければならない。

第5章 付則

第26条 本会会則の改正は理事会の提案もしくは会員の5分の1以上の提案により総会に提出できる。

第27条 本会の事務局をどこに設置するかは理事会が適宜判断し、これを決める。

第28条 本会は2013年5月15日をもって設立する。

(1) 本会則は、2013年第1回総会より発効する。

第29条 本会会則の改廃等は総会で審議されなければならない。

※改正：本会則は2019年3月10日より施行する。

以上